

コンプライアンス



基本的な考え方

デンソーが社会から信頼・共感されるための基盤は、各国・地域の法令順守はもちろん、グループ社員一人ひとりが高い倫理観を持って公正・誠実に行動することと考えています。この認識のもと、2006年に社員一人ひとりの行動規範を明示した「デンソーグループ社員行動指針」を制定し、研修や職場懇談会などにおいて、社員のコンプライアンス意識啓発に活用しています(国内グループ会社を含む)。また海外グループ会社でも、地域統括会社が各国・地域の法令・慣習を反映した「地域版 社員行動指針」を作成し、コンプライアンスの徹底に努めています。



推進体制

デンソーは、1997年に担当取締役を委員長とする「企業倫理委員会」(現在の「リスクマネジメント会議」)を設置しました。併せてグローバルにおいては、各地域統括会社に「コンプライアンス委員会」などの会議体や、「コンプライアンスリーダー」などの推進責任者を設けるといった、コンプライアンスを推進するグローバル体制を構築するとともに、各地域特性を考慮した組織体制の整備、通報制度の導入・運営、啓発活動を進めています。

具体的な取り組み

教育・啓発

デンソーは、社員一人ひとりの意識向上を目的に、社員に対する各種教育・啓発活動を継続的に実施しています。

日本においては、階層別教育や各種コンプライアンス教育、「企業倫理月間(毎年10月)」の設定など、コンプライアンスに関する社員教育、啓発活動を実施しています。日本以外の各地域においても、地域統括会社を中心となり社員への教育・啓発活動を実施しています。

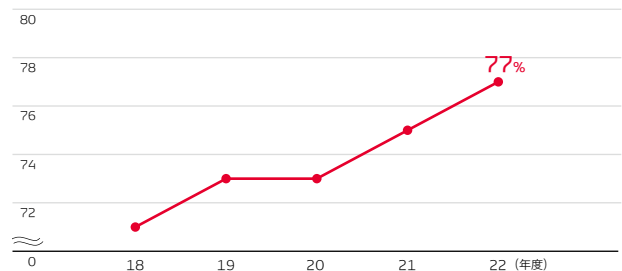
活動の点検・改善

デンソーは、コンプライアンス活動が十分浸透しているか、また、コンプライアンス上の問題が潜んでいないかを点検する活動を行い、問題があれば、必要に応じてトップマネジメントなどに報告し、再発防止策を実施するなどの改善策を行っています。例えば、(株)デンソーでは、毎年、施策の浸透度や潜在リスクの把握を目的に「サステナビリティサーベイ」を実施しています。

サステナビリティサーベイ【(株)デンソー】

質問：社員行動指針を実践しているか? (「はい」と回答した比率)

(%)



独占禁止法への対応

2010年2月の米国司法省による米国子会社(デンソー・インターナショナル・アメリカ)への立入調査以降、従来取り組んできた独占禁止法順守をさらに徹底するため、代表取締役を委員長とする「独占禁止法コンプライアンス委員会」を設置しています。チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を委員長とする同委員会の指揮・監督のもと、独占禁止法順守ルールをさらに厳格化し、順法教育の強化や、より精緻な順法監査を実施するなど、デンソーグループ全体で独占禁止法順守の再徹底を図っています。

今後も独占禁止法コンプライアンス体制をより一層強化し、再発防止の徹底を図るとともに信頼回復に努めていきます。

腐敗行為の防止

腐敗行為は、企業の正当なビジネスを阻害するだけでなく、テロ組織や犯罪組織などの反社会的勢力の資金源につながる懸念があり、そのため、英国の贈収賄防止法(UKBA)や米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)の強化など、世界各国で腐敗行為に対する規制が強化されています。

デンソーは、「デンソーグループサステナビリティ方針」に基づき、高い倫理観をもって健全かつ公正な事業活動に努め、贈収賄や違法な政治献金・寄付、あるいは脅迫・強要・横領などの違法・不当な手段で利益や便宜を供与したり、マネー・ロンダリング、不正な国際送金あるいは反社会的勢力への資金提供などに関与することがないように、デンソーが事業活動を行うすべての地域・国の腐敗防止に関する法令を順守した行動の実践に努めています。主な取り組みとしては下記の通りです。

(1) 贈収賄防止関連法への対応

事業・環境の急速な変化に即応するため、各国・地域の公的機関・公務員との協働の機会の増加も予測されることから、デンソーでは、「贈収賄防止コンプライアンス委員会」を設置しており、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を委員長とする同委員会の指揮・監督のもと、贈収賄防止コンプライアンス活動を進めています。

贈収賄防止の基本方針として、「贈収賄防止グローバルポリシー」を制定し、同方針に基づき社内規程をグローバルに整備し、贈収賄を防止する仕組みを運用するとともに、社員への啓発・教育を推進しています。

サプライヤーに対しても、贈収賄防止を含む「サプライヤーサステナビリティガイドライン」を周知、自己点検を展開し、サプライヤーによる贈収賄防止にも取り組んでいます。

(2) インサイダー取引の防止

証券市場の公正性と健全性の確保、株主・投資家の信頼確保のため、デンソーは、取締役副社長を委員長とする「内部情報委員会」およびその実務を運営する「内部情報検討会」を設置し、インサイダー取引防止の徹底に取り組んでいます。

また、内部情報管理と役員・社員の自社株式などの売買時の行動基準に関する社内規程・細則を定め、「社員行動指針」にインサイダー取引の禁止を明記したり、定期的にコンプライアンス教育を実施するなど、社員のインサイダー取引防止の意識浸透に努めています。

(3) 適正な会計処理と記録保持

会計不正につながる簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引またはその誤解を与えるような取引を行わず、国際会計基準および各国の法令・会計基準に従った適正な会計処理を実施できるように、経費処理・棚卸などに関する会社ルール・手続きを策定・整備し、イントラネットによる情報共有や経理コンプライアンス教育の実施などを通じ社員に周知徹底しています。

また、すべての取引および資産の処分について合理的に詳細で、正確かつ公正に反映した会計記録(帳票や帳簿など)を作成し、保持しています。

税務コンプライアンスへの対応

デンソーでは、適正な納税を通じて企業の社会的責任を果たすという考え方のもと、税務ガバナンスの統括責任者を取締役・最高財務責任者(CFO)とし、税務コンプライアンス体制の構築や維持・改善、税務リスク発生時の対応および税務プランニングを行っています。

また、「デンソーグループ グローバル税務方針」を制定し、各国の法令を順守して適正な納税を行うことは企業が果たすべきもとも基本的かつ重要な社会的責任の一つと捉え、社員への教育施策の推進、国際取引ルールの順守、適正な会計処理や会計記録(帳票や帳簿など)の作成・保持など、税務コンプライアンス向上にデンソーグループ全体で取り組んでいます。

2022年度 地域別納税額

(億円)

| 地域 | 納税額 |
|-----|----------|
| 日本 | 552.94 |
| 北米 | 31.17 |
| 欧州 | 30.83 |
| 豪亜 | 393.50 |
| その他 | 59.95 |
| 合計 | 1,068.39 |

今後も引き続き、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるための仕組みを充実・強化していくとともに、デンソーグループ全体のコンプライアンス体制のレベルアップに向け、グループと連携してプログラムの強化・充実を図っていきます。

詳細情報は当社ホームページ「サステナビリティ」をご覧ください。
コンプライアンス：
<https://www.denso.com/jp/ja/about-us/sustainability/governance/compliance/>



税務コンプライアンスについては、
当社ホームページ「税務ガバナンス」をご覧ください。
<https://www.denso.com/jp/ja/about-us/sustainability/governance/tax-policy>

